

第46号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表文化振興審議会委員の項の次に次のように加える。

文化施設整備事業者選定委員会委員	委員	日額	30,000
------------------	----	----	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月6日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職の報酬額を定めるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。